

奈良県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十四号

奈良県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

奈良県総合リハビリテーションセンター管理規則（昭和六十三年三月奈良県規則第四九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県障害者総合支援センター管理規則

第一条中「奈良県総合リハビリテーションセンター条例」を「奈良県障害者総合支援センター条例」に、「奈良県総合リハビリテーションセンター（以下「リハビリテーションセンター」という。）」を「奈良県障害者総合支援センター（以下「センター」という。）」に改める。

第二条の表条例第二条第一号に規定する事業の項を削り、同表条例第二条第二号に規定する事業の項中「第二条第二号」を「第一条第一号」に改め、同表条例第二条第三号に規定する事業の項中「第二条第三号」を「第二条第二号」に改め、同表条例第二条第四号に規定する事業の項中「第二条第四号」を「第二条第三号」に改め、同表条例第二条第五号に規定する事業の項中「第二条第五号」を「第二条第四号」に改める。

第三条を削る。

第四条の見出し中「診療等を行わない」を「施設又は事業所を休所する」に改め、同条第一項中「病院（病棟を除く。）において診療等を行わない日並びに条例第二条第二号、第四号及び第五号」を「条例第二条第一号、第三号及び第四号」に改め、同条第二項中「診療等を行わない日若しくは」を削り、同条を第三条とする。

第五条第一項中「第二条第二号ア」を「第一条第一号ア」に改め、同条第二項中「第二条第三号」を「第二条第二号」に改め、同条第三項中「第二条第五号」を「第二条第四号」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「第二条第二号ア」を「第一条第一号ア」に、「奈良県総合リハビリテーションセンター児童発達支援センター利用申請書」を「奈良県障害者総合支援センター児童発達支援センター利用申請書」に改め、同条第二項中「奈良県総合リハビリテ

ーションセンター指定障害者支援施設等入所（利用）申請書」を「奈良県障害者総合支援センター指定障害者支援施設等入所（利用）申請書」に改め、同条第三項中「第二条第五号」を「第二条第四号」に、「奈良県総合リハビリテーション障害児通所支援事業所・指定障害福祉サービス事業所利用申請書」を「奈良県障害者総合支援センター障害児通所支援事業所・指定障害福祉サービス事業所利用申請書」に改め、同条を第五条とする。

第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条第二項中「第二条第五号」を「第二条第四号」に改め、同条第三項第三号中「リハビリテーションセンター」を「センター」に改め、同条を第八条とする。

第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条第一項第一号中「診療等を行わない日及び」を削り、「第四条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「診療等を行わない日若しくは」を削り、同条を第十一条とする。

第十三条中「リハビリテーションセンター」を「センター」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第八条、第九条第一項」を「第七条、第八条第一項」に、「第十条」を「第九条」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条中「リハビリテーションセンター」を「センター」に改め、同条を第十三条とする。

第一号様式中「第6条関係」を「第5条関係」に、「奈良県総合リハビリテーション児童発達支援センター利用申請書」

センターを「奈良県障害者総合支援センター
児童発達支援センター利用申請書」に、「奈良県総合リハビリテーションセンター」を「奈良県障害者総合支援センター」に改める。

第二号様式中「第6条関係」を「第5条関係」に、「奈良県総合リハビリテーション指定障害者支援施設等入所（利

センターを「奈良県障害者総合支援センター
指定障害者支援施設等入所（利用）申請書」に、「奈良県総合リハビ

リテーションセンターを「
奈良県障害者総合支援センター」に改める。

